

こんにちは

-No.56



日本共産党 東村山市議会議員

山田たか子です

山田たか子事務所

TEL 395-4973

携帯090-5824-7597

<秋津事務所>

秋津町4-39-71

<青葉事務所>

青葉町2-28-6



小学校給食は自校式のままで！

リクエストや学校行事に対応でき、校内中給食のにおいがする自校方式の給食は、食べることの大切さを学ぶ大事な教材です。いま、市は小学校給食の調理室の老朽化に対し、安心安全な給食の提供のために、「持続可能な提供方法」を検討するとしています。

学識経験者や保護者、公募市民、市内の学校長等を委員とする「**小学校給食あり方検討会**」では、「予算や法的にも、調理室単独の増改築はできない」「公共施設再生計画との整

合性が必要」など、「自校式は無理」とも受け取れる、市による条件の押し付けを傍聴して感じています。これでは委員さん達が本音で語れるのか心配です。結論ありきの検討会では意味がありません。

前回の会議で、委員さんから「**市内の子どもや保護者の声を聞いてほしい**」と提案がありました。大切な視点です。子どもたちにとって、よりよい給食の実施を望みます。



活動報告・今後の日程

10月14日 市内全町宣伝

共産党市議団で、9月の議会報告をしながら、市内13町を回りました。



10月26日
STOP! インボイス日比谷 MEETING



声優・俳優・アニメーター・ミュージシャン・ライター・コメディアン…当事者の方の痛切な訴えが会場に響き渡りました。「国の制度が、国民を苦しめる制度であってはならない」必ず私たちの生活にも直結する問題です。署名の輪が広がっています！



12月市議会が始まります

29日 初日
12月1日 一般質問
5日 一般質問 (山口・浅見)
6日 一般質問 (山田・渡辺・さとう)
8・9・12・13・14日 委員会
22日 最終日

介護保険の大改悪は中止を

通所介護サービスを利用し、94歳の体の維持に役立っているというお話を伺いました。介護サービスは、利用したい時に気兼ねなく利用できる制度でなければなりませんよね。ところが現状はどうでしょうか。国は、介護保険制度の改定を検討中です。

- サービス利用料の2割・3割負担の対象者を拡げる
- 要介護1・2を自治体の支援事業へ移行する
- ケアマネジメントを有料化
- 介護施設などの多床室の部屋代も徴収へ

負担増でサービスは減！

これは大改悪です。費用負担が重すぎて利用できません。今でさえ、「老々介護で介護側がもたない…」など、利用できるサービスの不足を訴える声が増えています。コロナ禍での利用抑制などともありません。

安心の介護を求める署名が行われています。一緒に、声を上げていきましょう！



◆自己負担2割 ◆ケアプラン作成有料化 ◆要介護1・2の保険外し 改正の議論が進んでいます！

いま必要なことって“軍事力の強化”でしょうか？

～「あたらしい憲法のはなし」を読んで思うこと

戦争の放棄とは

- 一、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたない。
- 二、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしない。

↑↑これは、戦後の中学1年生の社会科副読本『あたらしい憲法のはなし』の抜粋です。この本は、政府の行政職にあった憲法学者たちを中心にまとめられた、“新憲法のわかりやすい公式解説書”とも言われます。

その解説内容を見てみると――

『放棄』とは『すててしまう』ということです。しかし、心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、他の国よりさきに行っただけです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。いくさをしかけることは、けっきょくじぶんの国をほろぼすよう

なはめになるのです。よその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。あの恐ろしい戦争が、二度とおこらないように、おこさないようにしましょう！

(要旨抜粋)

そうだよね！

いまこそ、日本国憲法をいかした外交努力が必要ではないでしょうか。

時代を逆戻りさせないために
いまを戦前にさせないために



どうする？全生園の今後③

「差別意識は無自覚です」10月13日に行われた市議会の全生園の政策研究会で、講師の儀同さんから投げかけられた一言。「自分は、差別意識などなく、差別はしないと考えていませんか。…(中略)…残念ながら差別意識は、多かれ少なかれ私たちの心に宿っているのです。だれもが、差別に関して無関係ではなく、自分の心の中にも差別意識があるということを認識することが、差別者にならない第一歩ではないでしょうか」

「偏見・差別は、知らない・知ろうとしない・見て見ぬふりをする。姿かたち・考え方・人種など自分と違う人を受け入れないことから生まれます。その為にも、繰り返し学ぶことが大切」です。

参加したみなさんと、全生園の今後を考える上でとても大事なことを学び、共有できました。自治会のみなさんの想いをつないだ「全生園の将来構想」の具体的な早期実現をさせたいですね。

東村山憩いの家裁判

証人尋問が終わり、
いよいよ最終局面に――



市内4か所ある憩いの家における「違法公金支出返還請求」です。憩いの家は、2011年度までは、社会福祉協議会が高齢者福祉の立場で、市から一括委託を受けて運営していました。12年度からは、指名競争入札により、大成(株)が落札し、委託を受けました。その後、委託料は毎年増額され、6年間で1,749万円の増額に。増額の根拠は不明瞭。議会の追及過程で、防火管理者が居ない、避難訓練の未実施、バス業務報告の未提出など、行っていない業務も次々と判明しました。この間に支払った金額の返還を求めめるものです。



他の委託事業の中で、これほどずさんな対応事例は無いようです。この状況を、裁判所がどう判断を下すのか、注目です。

